３７　第２８条【作業中の防火管理】

第２８条　ガス若しくは電気による溶接作業、自動車の解体等の溶断作業、グラインダー等による火花を発する作業、トーチランプ等による加熱作業、アスファルト等の溶解作業又は鋲打作業（以下「溶接作業等」という。）は、可燃性の物品の附近においてこれをしてはならない。

２　自動車の解体作業においては、溶断作業を行う前に燃料等の可燃性物品の除去及び消火用具の準備を行い、かつ、除去した燃料等の適切な管理を行わなければならない。

３　溶接作業等を行う場合は、火花の飛散、接炎等による火災の発生を防止するため、湿砂の散布、散水、不燃材料による遮熱又は可燃性物品の除去及び作業後の点検その他の火災予防上必要な措置を講じなければならない。

４　令別表第１に掲げる防火対象物（同表(１８)項から(２０)項までに掲げるものを除く。以下第４０条及び第４１条において同じ。）及びこれらの防火対象物の用途に供するため工事中の建築物その他の工作物において、可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを著しく発生する作業を行う場合は、換気又は除じん、火気の制限、消火用具の準備、作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

５　作業現場においては、火災予防上安全な場所に吸殻容器を設け、当該場所以外の場所では、喫煙してはならない。

（１）　本条は、可燃物の近くにおいて、火炎が伸長し、又は火花が飛散するような作業を行うことを禁止したものである。

（２）　第１項における規制対象は、作業所や工事現場において行う一定の事業目的に従って反復継続する一連の作業で、火炎が伸長するか又は火花が飛散するものであり、家庭で行う一時的な行為をこれに該当しない。

（３）　第２項『**燃料等の可燃性物品**』とは、ガソリン等の引火性物品のほか、シート等の溶断作業において着火しやすい物品をいう。

（４）　第２項『**適切な管理**』とは、抜き取った燃料を鋼製の容器に入れ、所定の場所で保管すること等のほか、その量によっては、少量危険物の貯蔵及び取扱いの基準によるなど、それぞれの物質又は物品の性質及び量に応じた適正な管理を行うことをいう。

（５）　第３項『**その他火災予防上必要な措置**』とは、次に掲げる措置をいう。

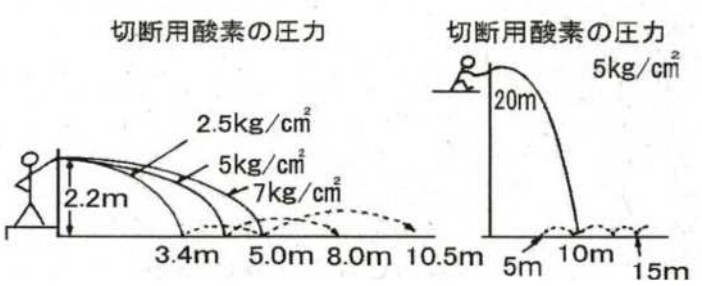
ア　作業開始前に周囲の安全を確認し、必要に応じ清掃等を実施する。

イ　監視人を置く。

ウ　消火の準備をする。

エ　作業終了後は周辺の後始末を徹底し、火災危険の有無について点検を行う。

《溶接火花の飛散距離》



（６）　第４項『**爆発性若しくは可燃性の粉じん**』とは、おがくず、小麦粉、でん粉、石けん、綿、ゴム等の粉じん爆発を起こす危険性のあるものをいう。

（７）　第４項『**換気**』は、強制換気装置その他の換気方法により、可燃性ガス及び蒸気の燃焼下限値未満の濃度にすることを原則とする。

（８）　第５項『**作業現場**』には、第１項に定める溶接作業等を行う作業現場のみに限らず、その他の屋内又は屋外の作業現場も含まれる。ただし、屋外における道路、公園、土地造成等で、作業そのものの内容に火災発生危険がなく、周囲にも可燃物のない作業現場は除く。

（９）　第５項『**火災予防上安全な場所**』は、次に掲げる場所をいうものであり、当該場所には、必要に応じて消火の準備、喫煙場所である旨の標識の掲出等の措置を施すこと。

ア　周囲に可燃物がない場所

イ　適当な広さを有する場所

ウ　付近で危険物を扱う作業が行われていない場所